

沖縄県こども計画（仮称）について

1. 沖縄県こども計画（仮称）策定の体制について P 1
2. 沖縄県こども計画（仮称）策定スケジュール P 2
3. 沖縄県こども計画（仮称）の作業イメージについて P 3
4. 沖縄県こども計画（仮称）の概要 P 4
5. 沖縄県こども計画（仮称）主な変更箇所 P 8
6. 沖縄県こども計画（仮称）の名称 P10

令和 6 年12月

こども未来部こども若者政策課

沖縄県子ども計画(仮称)策定の体制について

- 庁内会議の子ども施策推進会議を設置 (R5. 12)
- 外部有識者会議の子ども・子育て会議を設置 (R6. 4)
- マトリックス組織の子ども施策調整班を設置 (R5. 4)
- 子ども等からの意見表明及びパブリックコメントにより意見を集約

子ども・子育て会議(51名)

子ども・子育て部会(20名)

<担当事項>
子ども計画の策定(改訂)、実施、評価に関する審議(困難を抱える子ども部会で審議する事項を除く)

困難を抱える子ども部会(18名)

<担当事項>
貧困を始めとする困難を抱える子どもに係る子ども計画の策定(改訂)、実施、評価に関する審議

意見

子どもの意見表明・
関係団体の意見聴取

パブリックコメント

総合部会 (24名)

各部会の検討結果をとりまとめ

意見

各部会の検討結果を事務局が総合部会へ報告

子ども施策推進会議(18名)

議長：知事／副議長：副知事／構成員：各部長等
<所掌事務>
・ 子ども計画の策定、実施、評価
・ 子ども施策に対する子ども等の意見の反映に関すること
・ 子ども施策の推進・連絡調整に関すること

子ども若者政策課(事務局)

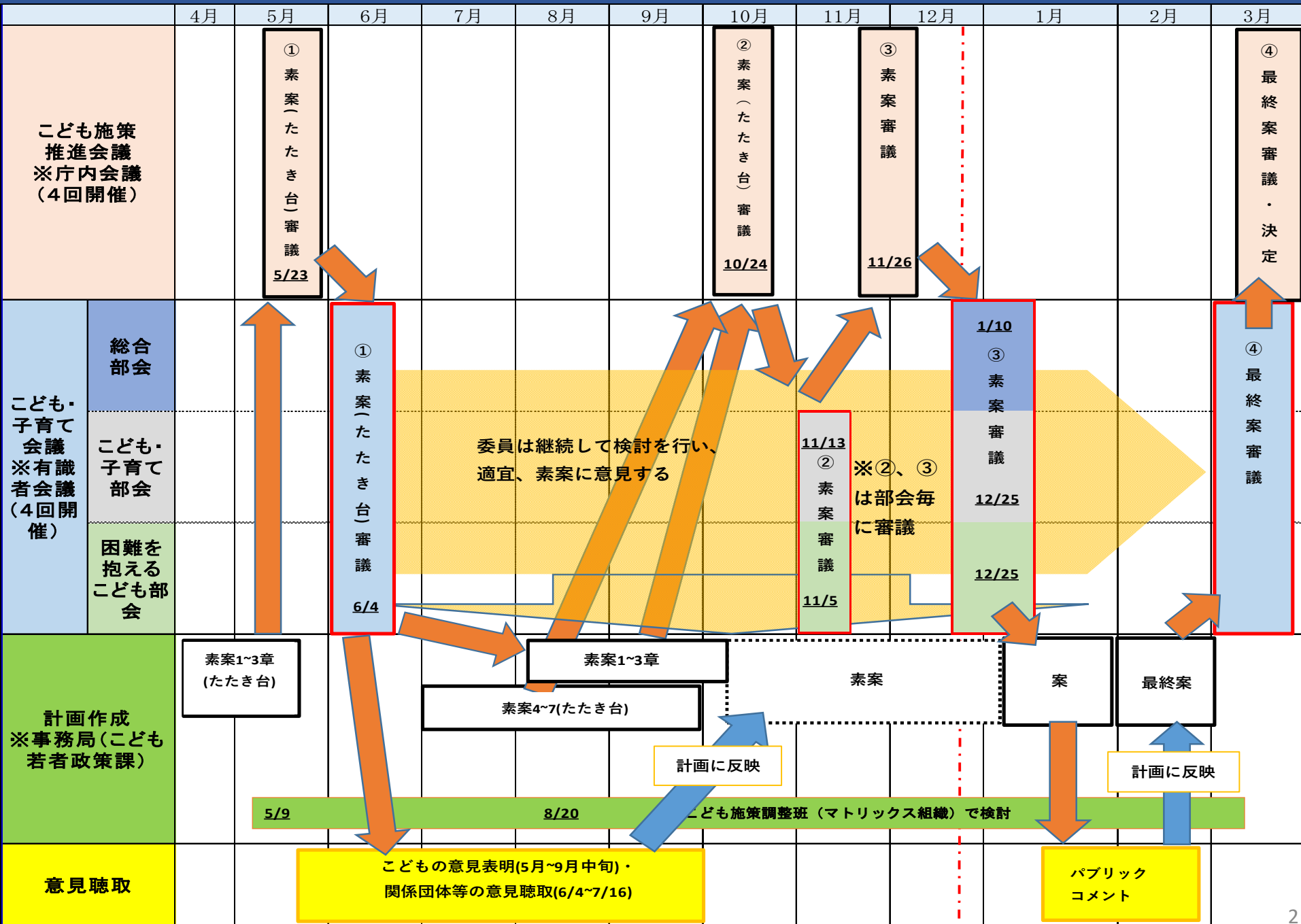
連携・調整

子ども施策調整班(マトリックス組織(庁内関係課))

各部局

知事公室
総務部
企画部
環境部
生活福祉部
子ども未来部
保健医療介護部
農林水産部
商工労働部
文化観光スポーツ部
土木建築部
病院事業局
教育庁
県警本部

沖縄県子ども計画(仮称)策定スケジュール



沖縄県子ども計画(仮称)の作業イメージについて

R
5

たたき台作成
有識者会議等の整理 (事務局)

- ✓ 子ども大綱、新・21世紀ビジョン基本計画、子どもの貧困対策計画等を参考にたたき台を作成
- ✓ 計画の審議を行う有識者会議・庁内会議の整理

R
6

素案 (たたき台) 作成 (事務局)

- ✓ 計画の素案 (たたき台) を、子ども大綱や各計画に基づき作成し、マトリックス組織等により内容確認

庁内会議① (5月23日)

- ✓ 素案 (たたき台) の審議
- ✓ 意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

意見聴取 (事務局) (5月中旬～10月上旬)

- ✓ こどもたちの意見表明
- ✓ 関係団体等からの意見聴取

有識者会議① (6月4日)

- ✓ 素案 (たたき台) の審議
- ✓ 意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

計画素案作成 (事務局)

- ✓ 意見聴取結果を反映し、素案 (1～3章) 作成
- ✓ たたき台 (4～6章) を作成

庁内会議② (10月24日)

- ✓ 素案 (たたき台) の審議

有識者会議 (部会) ② (11月5, 13日)

- ✓ 素案を審議

庁内会議③ (11月26日)

- ✓ 素案を審議

有識者会議 (部会) ③ (12月下旬～1月上旬)

- ✓ 素案を審議 ③12月25日、1月10日開催

案作成・意見聴取 (事務局) (1月～2月)

- ✓ 有識者会議の審議を基に計画案を作成
- ✓ パブリックコメントを踏まえ、最終案を作成

有識者会議④ (3月中旬)

- ✓ 最終案の審議

庁内会議④ (3月下旬)

- ✓ 最終案を審議し計画の策定

沖縄県子ども計画(仮称)の概要

(計画期間:令和7年度~令和11年度)

趣旨(第1章)

- 国において子ども施策の基本理念や基本事項等を定めた「子ども基本法」が施行(R5.4)
- 国において子ども基本法に基づき、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「子ども大綱」を策定(R5.12)
- 都道府県は、子ども大綱を勘案し、子ども計画を定めることが努力義務
- こうした経緯を踏まえ、沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」及び「黄金っ子応援プラン」の既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し、幅広い子ども施策を一体的にとりまとめた「沖縄県子ども計画(仮称)」を令和7年3月に策定予定

基本理念(第1章)

社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」の実現

~「沖縄の目指す社会」~

- I すべての子どもたちが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参加する機会が確保される「子どもまんなか社会」
- II すべての子どもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」
- III すべての子どもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会
- IV 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができる社会

基本方針(第1章)

- 1 子どもの人権尊重 / 2 子どもの意見表明・社会参画
- 3 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 4 環境に左右されることのない支援
- 5 子どもを取り巻く環境整備
- 6 子どもをまんなかとしたネットワークの構築

子ども施策に関する重要施策(第3章)

子ども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示。**沖縄県の最重要課題である子どもの貧困対策を特出し。**

- 1 ライフステージを通じた重要施策
- 2 ライフステージ別の重要施策
 - (1) 子どもの誕生前から幼児期まで
 - (2) 学童期・思春期
 - (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 4 **最重要課題の解消に向けた施策(子どもの貧困対策)**

子ども・子育て支援事業支援計画(第4章)

質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の支援等を行う。

計画の位置付け(第1章)

- 子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画

子ども施策を推進するために必要な事項(第5章)

- 1 子ども若者の社会参画・意見表明
(子ども・若者の意見の施策への反映、子ども・若者の各種審議会等への登用等)
- 2 子ども施策の共通の基盤となる取組
(子ども施策に関する調査、子ども・若者等に関わる人材の確保・育成等、地域における支援体制の構築等)
- 3 施策の推進体制
(子ども施策調整班(マトリックス組織)、国・市町村等との連携、子どもの貧困対策推進基金、子ども施策推進会議及び子ども・子育て会議による施策の分析・評価等)

指標(第6章)

- 1 「子どもまんなか社会」の実現に向けた指標(「子どもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合など)
- 2 子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標(困窮世帯の割合、子どもの権利条約の認知度など)

沖縄県こども計画(仮称)の概要

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

- 1 人口の現状
- 2 子育て環境の現状と課題
- 3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題
- 4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通じた重要施策
- 2 ライフステージ別の重要施策 (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 4 最重要課題の解消に向けた施策 (こどもの貧困対策)

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

第6章 こども計画に関する指標

- 1 こども計画に関する指標及び目標値

第7章 個別施策集

※第3章、第6章の各施策・指標を各計画等に紐付けて整理し可視化する

施策	こどもの貧困解消に向けた対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
△△対策	○	○	—	○

第7章 個別施策集

- 第3章こども施策に関する重要施策、第6章こども計画に関する指標について、各計画等に紐付けて整理する
- こども計画で取りまとめた施策がどの計画等に紐付く施策かを可視化

第7章 個別施策集

ここでは、第3章こども施策に関する重要施策、第6章こども計画に関する指標について、こどもの貧困の解消に向けた対策計画、少子化社会対策、子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事業支援計画のどの計画(対策)に位置づけられる施策かを掲載しています。

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第6章から
転記

指標名	基準値	目標値
こどもの権利条約の認知度	(小5) 24.8% (中2) 39.8%	全国平均
こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること	29.1%	59.1%

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第3章から転記

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	少子化社会対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
① こどもの権利に関する周知・啓発	○	○	○	○
② 人権教育の推進			○	
③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築			○	

該当する施策に○

沖縄県子ども計画(仮称)の概要

資料編

■資料編として、施策体系図、用語集、意見表明に協力した機関等について、今後作成

沖縄県子ども計画(仮称)第3章施策体系		No.
1 ライフステージを通じた重要施策		No.
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		
ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	① 子どもの権利に関する周知・啓発 ② 人権教育の推進 ③ 子どもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築	3-1-(1)-ア-① 3-1-(1)-ア-② 3-1-(1)-ア-③
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
ア 遊びや体験活動の推進	① 遊びや体験の機会の場の創出	3-1-(2)-ア-①
イ 子どもまんなかまちづくり		3-1-(2)-イ
ウ 子ども・若者が活躍できる機会づくり	① キャリア教育の推進 ② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進 ③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ④ 理系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進 ⑤ 生涯学習の取組推進 ⑥ 特定分野に特異な才能のある子どもへの応援 ⑦ 在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもへの支援	3-1-(2)-ウ-① 3-1-(2)-ウ-② 3-1-(2)-ウ-③ 3-1-(2)-ウ-④ 3-1-(2)-ウ-⑤ 3-1-(2)-ウ-⑥ 3-1-(2)-ウ-⑦
エ 子ども・若者の可能性を拓いていくためのジェンダーギャップの解消	① 教育を通じた男女共同参画の推進 ② 性の多様性に関する理解促進、啓発 ③ 理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組 ④ 固定的な性別役割分担意識の解消	3-1-(2)-エ-① 3-1-(2)-エ-② 3-1-(2)-エ-③ 3-1-(2)-エ-④
(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進	① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進 ② 妊産婦及び乳幼児への保健対策 ③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発 ④ 特定妊婦等への支援	3-1-(3)-ア-① 3-2-(3)-ア-② 3-1-(3)-ア-③ 3-1-(3)-ア-④
イ 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援		3-1-(3)-イ
(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援		
ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援	① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加 ② 障害や発達の特徴の早期発見・把握 ③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援 ④ 専門的支援が必要な子どもへの支援の強化 ⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進 ⑥ 障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実 ⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続 ⑧ 保護者やきょうだいへの支援	3-1-(4)-ア-① 3-1-(4)-ア-② 3-1-(4)-ア-③ 3-1-(4)-ア-④ 3-1-(4)-ア-⑤ 3-1-(4)-ア-⑥ 3-1-(4)-ア-⑦ 3-1-(4)-ア-⑧

第1章 こども施策に関する重要施策

基本理念

○1章-2 (資料2 P 2)

Ⅲ. すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

Ⅳ. 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

第3章 こども施策に関する重要施策

給食費

○3章-2-(2)-ア (資料2 P 81)

⑨学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

→子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校に支援していきます。

小児医療体制の充実

○3章-2-(2)-ウ (資料2 P 83)

①小児医療体制の充実

→本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少なく、救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業（#8000）」の実施など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医療提供体制の確保に取り組みます。

第3章 こども施策に関する重要施策

不登校のこどもへの支援

○3章-2-(2)-カ (資料2 P88)

②相談支援、学習支援体制の整備

→フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等

○5章-2-(2) (資料2 P129)

①こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

→このため、それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。

また、担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。

関係機関・団体のネットワークの構築

○5章-2-(3) (資料2 P130)

①関係機関・団体のネットワークの構築

→こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

沖縄県子ども計画(仮称)の名称

- ✓ 計画の名称については、素案たたき台において「沖縄県子ども計画（仮称）」
- ✓ 沖縄県子ども・子育て会議の委員から、名称について、
「子ども計画」⇒「子ども・若者計画」とする、修正意見が出ている。
※「子ども」だけだと、どうしても「乳幼児期、学童期、思春期」を連想してしまう。
「若者」を明記した方がよい。
- ✓ 当該計画は、支援の対象となる子ども・若者の範囲を以下のように定義しており、乳幼児期、学童期、思春期のみならず、青年期も対象としている。

第1章 6 計画に基づく支援の対象となる者

本計画における子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。）で区分します。

- ✓ 当該計画が、「青年期」までを対象とする計画であることを分かり易く示すため、計画の名称については、「沖縄県子ども・若者計画」とする。